

## 和歌山県物品調達における県産品登録制度等の実施に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、和歌山県物品調達における県産品登録制度等に関する要綱（平成26年制定。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（県内の中小企業者の受注機会の増大）

第2条 要綱第1条に規定する県内の中小企業者の受注機会の増大については、和歌山県中小企業振興条例（平成25年和歌山県条例第75号）第4条第4項に規定された県の物品の調達に当たっての責務におけるものをいう。

（県産品その他の用語）

第3条 要綱第2条第1項に規定する県内に主たる事務所を置く事業者は、中小企業者に限らず、県内に本社、本店等を有する製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第3項第1号に規定された製造業者である。

（登録県産品）

第4条 要綱第3条本文に規定する発注が見込める物品については、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 申請の時点で製品の販売を開始してから概ね1年以上のものであること。
- (2) J I S規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているものであること。
- (3) 特許権等の権利に関する問題が生じていないものであること。
- (4) 公序良俗に反せず、法令、条例、規則等で製造、販売等が禁止されていないものであること。

2 要綱第3条第1号に規定する占める割合については、重さ(質量)又は体積における占める割合とする。

3 実施要綱第3条第1項第2号の実質的な変更を加えるものについては、次に掲げるような行為は含まれないものとし、そのような行為のみで県内で生産されるものについては、同号において県内での製造又は加工により生産された製品としては取り扱わないものとする。

- (1) 商品にラベルを付け、その他表示を施すこと。
- (2) 商品を容器に詰め、又は包装すること。
- (3) 商品を単に詰め合わせ、又は組み合わせること。
- (4) 簡単な部品の組立をすること。
- (5) 単なる切断
- (6) 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為
- (7) 単なる混合

4 要綱第3条第1項第2号の別に定める製造又は加工とは、県内での製造又は加工の工程において、次の各号のいずれかの算定方式により算出した付加価値の割合が4割以上となる製造又は加工をいうものとする。

- (1) 控除方式  $(製品価格 - 非県産材料価格) / 製品価格$
- (2) 積み上げ方式  $\{ 県産材料価格の合計 + 生産コスト (労務費、製造・加工経費等) + 輸送コスト + 利益 \} / 製品価格$

(3) 非材料費から割り出す方式 (製品価格－材料費の合計) / 製品価格

5 前項の規定による製品に係る県内生産での付加価値の算出については、次の各号のいずれかの申請の時点における直近の数値により算定するものとする。

(1) 製品の1年間の製造分

(2) 製品の製造単位分

(3) 製品の1個当たりの製造単価分

(登録の申請等)

第5条 要綱第4条第1項の規定による登録の申請は、和歌山県登録県産品に係る登録審査申請書(別記第1号様式)及びその審査内容について説明する書類(次項において「申請書類」という。)を総務事務集中課へ提出して行うものとする。この場合において、総務事務集中課長は、原則として年1回の申請の受付期間を設けるものとする。

2 申請書類の作成及び提出に要する費用は登録の申請を行う事業者の負担とし、申請書類は審査終了後においても返還しないものとする。

3 要綱第4条第2項の規定による台帳への登録は、和歌山県県産品物品優先調達登録台帳(別記第2号様式)によるものとする。

(登録の更新)

第6条 要綱第6条に規定する登録の更新については、前条の規定を準用する。

(登録の取消し)

第7条 要綱第7条第2号に規定する登録の取消しの申出は、和歌山県登録県産品に係る登録取消し申出書(別記第3号様式)により行うものとする。

(優先調達の実施)

第8条 要綱第9条第1項に規定する優先調達の実施についての指針は、各課かい長が法令、条例、規則等の定めにより、物品調達に係る入札参加等の機会均等、透明性及び公共性を確保した上で、要綱第8条の基本方針に基づき関係歳出予算の範囲内において、登録県産品等の県産品を優先して選定し、その調達を図ることができるよう、原則として会計年度ごとに、簡易公開入札等の手順等について示すものとする。

附 則

この要領は、平成26年2月12日から施行する。

この要領は、令和元年10月11日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。



# 登録県産品に関する調書

申請物品の名称： \_\_\_\_\_

申請者（名称）： \_\_\_\_\_

## 1 申請物品の用途について

- (1) 品目
  
- (2) 用途
  
- (3) 使用・活用対象業務（事務）

## 2 申請物品の規格等について

## 3 申請物品の素材及び製造方法について

### (1) 素材の概要

〈素材の調達方法： \_\_\_\_\_ 〉

### (2) 製造方法の概要

〈施設・設備の内容： \_\_\_\_\_ 〉

〈製造従事者数： \_\_\_\_\_ 人〉

## 4 申請物品の製品価格（製造業者が算定する標準売出し価格）について

@ \_\_\_\_\_ 円／ \_\_\_\_\_ （単称）

〈単称当たりの構成数量： \_\_\_\_\_ 〉

記載例： 1箱＝○個入り {1個：△本組×□セット}

## 5 申請物品の県産品該当について

(1) { 次の4項目のいずれか該当するものに、へ○印を付して下さい。 }

申請物品は、県内で生産された素材が3分の2以上を占める製品である。  
別記計算表1のとおり

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「控除方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。  
別記計算表2のとおり

- 申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「積み上げ方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

別記計算表3のとおり

- 申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「非材料費から割り出す方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

別記計算表4のとおり

(2) { 次のア～エの全ての要件を満たしている場合には、へ○印を付して下さい。}

- また、申請物品は、次のア～エの全ての要件を満たしている。
- ア 申請の時点で製品の販売を開始してから概ね1年以上のものであること。
  - イ JIS規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているものであること。
  - ウ 特許権等の権利に関する問題が生じていないものであること。
  - エ 公序良俗に反せず、法令、条例、規則等で製造、販売等が禁止されていないものであること。

#### 6 申請物品の取扱い販売店について

申請物品について販売、納品等ができる県内に営業所、販売所等を設けている事業者について記入してください。その事業者の「事業者の名称及びその主たる事業所の所在地、県内の営業所等の名称及び所在地」を明記してください。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

#### 7 添付書類について

- (1) 県産品の写真、販売用カタログ、パンフレット等
- (2) 県産品の使用・活用方法等について説明する書類
- (3) 県産品について1年以上の販売実績があることを示す書類（契約書、納品控え書等の写し）
- (4) 県産品の製品価格（製造業者が算定する標準売出し価格）について説明する書類
- (5) 県産品の素材の構成及び製造（加工）の内容について説明する書類

## 県産品該当についての計算表

申請物品の名称 : \_\_\_\_\_

申請者 (名称) : \_\_\_\_\_

申請物品 (製品) は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{重さ} \\ \text{体積} \end{array} \right\}$  において、県内で生産された素材が3分の2以上を占める製品である。

### 1 申請物品 (製品) の素材の内容について

素材の 生産場所	素材の名称	素材の製造元 (納入元) (県内の素材については、できるだけ多く記入してください。)		割合 (%)
		名 称	所在地	
県内の 素材				
県外の 素材	(主なもの)	/	/	
	(主なもの)	/	/	
	その他の素材	/	/	
合 計				100

県内の素材の割合 (計)	%
--------------	---

\* 県内の素材についての配合状況や県内の素材であることを示す資料を添付してください。

### 2 申請物品 (製品) の製造場所及び製造の内容について

製造業者 (名称及びその主たる事務所の所在地)

  

製造場所 (工場名及びその所在地)

  

製造の主な内容 (製造工程項目名)

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品 (製品) の製造業者の証明 (記名押印) を受けてください。

申請物品 (製品) の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品 (製品) の製造業者  
(名称及び主たる事務所の所在地)  
(代表者の職氏名)

印

## 県産品該当についての計算表

申請物品の名称：

申請者（名称）：

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「控除方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

これについては、下記のとおり、 $\left. \begin{array}{l} \text{ア その製品の直近の1年間の製造分} \\ \text{イ その製品の直近の製造単位分} \\ \text{ウ その製品の直近の1個当たりの製造単価分} \end{array} \right\}$  の数値から算定される。

### 1 申請物品(製品)の県内生産での付加価値について

・「控除方式」の算定方式：(製品価格－非県産材料価格)／製品価格

$$\left\{ \left( \frac{\text{円 (A)} - \text{円 (B)}}{\text{円 (A)}} \right) \times 100 = \text{円 (C)} \% \right.$$

・製品価格  円 (A)

・非県産材料価格の内訳

材料の名称(非県産材料)	価格(円)
(主なもの)	
(主なもの)	
その他の非県産材料	
<b>非県産材料価格〈計〉</b>	(B)

県内生産での付加価値	% (C)
------------	-------

\* 製品価格及び非県産材料価格について示す資料を添付してください。

### 2 申請物品(製品)の製造場所及び製造の内容について

製造業者(名称及びその主たる事務所の所在地)

  

製造場所(工場名及びその所在地)

  

製造の主な内容(製造工程項目名)

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品(製品)の製造業者の証明(記名押印)を受けてください。

申請物品(製品)の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品(製品)の製造業者  
(名称及び主たる事務所の所在地)  
(代表者の職氏名)

印

## 県産品該当についての計算表

申請物品の名称：

申請者（名称）：

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「積み上げ方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品である。

これについては、下記のとおり、 $\left. \begin{array}{l} \text{ア その製品の直近の1年間の製造分} \\ \text{イ その製品の直近の製造単位分} \\ \text{ウ その製品の直近の1個当たりの製造単価分} \end{array} \right\}$  の数値から算定される。

### 1 申請物品(製品)の県内生産での付加価値について

・「積み上げ方式」の算定方式： $\{ \text{県産材料価格の合計} + \text{生産コスト(労務費、製造・加工経費等)} + \text{輸送コスト} + \text{利益} \} / \text{製品価格}$

$$\left( \frac{\text{ (A) 円} + \text{ (B) 円} + \text{ (C) 円} + \text{ (D) 円}}{\text{ (E) }} \right) \div \text{ (F) } \times 100 = \text{ (F) } \%$$

・県産材料価格の内訳

材料の名称(県産材料)	価格(円)	県産材料の製造元(納入元)	
		名称	所在地
県産材料価格(計)		(A)	

・生産コスト

「労務費」                      円 + 「製造・加工経費等」                      円 =                      円 (B)

・輸送コスト                      円 (C)

・利益                      円 (D)

・製品価格                      円 (E)

県内生産での付加価値	% (F)
------------	-------

\* 製品価格、県産材料価格、生産コスト、輸送コスト及び利益について示す資料を添付してください。また、県産材料であることを示す資料についても添付してください。

### 2 申請物品(製品)の製造場所及び製造の内容について

製造業者(名称及びその主たる事務所の所在地)

  

製造場所(工場名及びその所在地)

  

製造の主な内容(製造工程項目名)

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品(製品)の製造業者の証明(記名押印)を受けてください。

申請物品(製品)の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品(製品)の製造業者  
(名称及び主たる事務所の所在地)  
(代表者の職氏名)

印

## 県産品該当についての計算表

申請物品の名称： \_\_\_\_\_

申請者（名称）： \_\_\_\_\_

申請物品は、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、「非材料費から割り出す方式」の算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された物品である。

これについては、下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{ア その製品の直近の1年間の製造分} \\ \text{イ その製品の直近の製造単位分} \\ \text{ウ その製品の直近の1個当たりの製造単価分} \end{array} \right\}$  の数値から算定される。

## 1 申請物品(製品)の県内生産での付加価値について

- 「非材料費から割り出す方式」の算定方式：「(製品価格－材料費の合計)／製品価格」

$$\left( \frac{\text{_____円} - \text{_____円}}{\text{_____円}} \right) \times 100 = \text{_____}\%$$

(A)                      (B)                      (A)                      (C)

- 製品価格 \_\_\_\_\_円 (A)

- 材料費の内訳

材料の名称	価格(円)
(主なもの)	
(主なもの)	
その他の材料	
材料費(計)	(B)
県内生産での付加価値	% (C)

\* 製品価格及び材料費について示す資料を添付してください。

## 2 申請物品(製品)の製造場所及び製造の内容について

製造業者(名称及びその主たる事務所の所在地)

製造場所(工場名及びその所在地)

製造の主な内容(製造工程項目名)

※ 2の製造業者が申請者と異なる場合には、必ず、この欄に申請物品(製品)の製造業者の証明(記名押印)を受けてください。

申請物品(製品)の製造業者及び製造場所並びにその製造の内容等については、上記記載事項に相違ありません。

申請物品(製品)の製造業者  
(名称及び主たる事務所の所在地)  
(代表者の職氏名)

印



別記第3号様式（第7条関係）

## 和歌山県登録県産品に係る登録取消し申出書

年 月 日

和歌山県知事

〈主たる事務所の所在地〉

〈名称及び代表者の職・氏名〉

〈記載者の職・氏名及び連絡先〉

所 属：

職・氏名：

電話番号：

和歌山県物品調達における県産品登録制度等に関する要綱第7条第1項第2号の規定により、下記の物品（製品）について登録県産品の登録の取消しを申し出ます。

### 記

物品（製品）の名称	
品 目	
製品コード番号	
規 格 等	
登録県産品の登録番号	
申 出 の 理 由	

注：申出の理由について、説明する書類を添付してください。